

CISG における代金減額請求権

Price reduction under the CISG

齋 田 統
Osamu SAIDA

要 旨

代金減額請求権はローマ法の減額訴権 (*actio quanti minoris*) に基づき、大陸法国家で発展した救済手段である。2017年5月に成立した改正日本民法563条も引渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約不適合の場合における買主の代金減額請求権について規定している。国際ルールである CISG (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods) はその50条において「物品が契約に適合しない場合には、代金が既に支払われたか否かを問わず、買主は、現実に引渡された物品が引渡時において有した価値が契約に適合する物品ならばその時に有したであろう価値に対して有する割合に応じて、代金を減額することができる」とする。代金減額請求権は買主に損害が認められない場合にも利用可能であり、CISGの救済手段にあって、容易に利用できる救済手段とされる。本稿では CISG における代金減額請求権の問題について検討した。

キーワード：CISG 代金減額請求権

一 はじめに

代金減額請求権はローマ法の減額訴権 (*actio quanti minoris*) に基づき、大陸法国家で発展した救済手段である¹。2017年5月に成立した改正日本民法563条も引渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約不適合の場合における買主の代金減額請求権について規定している。

国際ルールである CISG (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods) はその 50 条において「物品が契約に適合しない場合には、代金が既に支払われたか否かを問わず、買主は、現実に引渡された物品が引渡時において有した価値が契約に適合する物品ならばその時に有したであろう価値に対して有する割合に応じて、代金を減額することができる。ただし、売主が 37 条または 48 条の規定に従ってその義務の不履行を治癒した場合や、買主がこれらの規定に従った売主による履行を受け入れることを拒絶した場合には、買主は、代金を減額することができない」と規定する²。代金減額請求権は買主に損害が認められない場合にも利用可能であり、CISG の救済手段にあって、容易に利用できる救済手段とされる³。本稿では CISG における代金減額請求権の問題について検討したい。

二 CISG50 条の沿革

代金減額請求権はローマ法の減額訴権 (actio quanti minoris) に基づき、大陸法国家で発展した救済手段である⁴。過失のあるケースに限られる損害賠償請求を補足する制度であった⁵。買主が契約不適合物品を受取り、売主に過失がない場合、代金減額が金銭賠償以外の救済を提供する⁶。買主の損害について売主に責任はないが、売主が不完全な商品に対して全額受取ることが不公平であるということが減額訴権の基礎とされる⁷。このローマ法起源の救済が現代の大陸法諸国の規定に反映されている⁸。

国際物品売買契約に関する国際連合条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG)) は、1964 年の国際物品売買契約の成立についての統一法 (Uniform Law on the Formation of Contracts for the International Sale of Goods (ULF)) および国際物品売買についての統一法 (Uniform Law on the International Sale of Goods (ULIS)) を基礎に国際連合国際商取引法委員会 (United Nations Commission on International Trade Law (UNCITRAL)) により起草され、その後、ウィーン外交会議で採択され、1988 年 1 月に発効した⁹。

ULIS46 条は、買主が売主による契約の履行を与えられないか、または契約が解除されない場合には、買主は、契約締結時における物品の価値が契約不適合のために縮減されたと同一割合で価格を減額できると規定していた¹⁰。UNCITRAL において救済の適用範囲を明確化するために、買主は支払った後であっても代金減額ができることと、治癒権が代金減額請求権に優先することを明らかにするという 2 つの修正が提案された。CISG37 条に対する言及はウィーン外交会議で加えられた。価値の基準時に関しては、ウィーン外交会議で大きく変更され、契約締結時にかえて、ULIS46 条と同様に引渡時とされた¹¹。

三 代金減額請求権の要件

CISG50 条は「物品が契約に適合しない場合には、代金が既に支払われたか否かを問わず、買主は、現実引渡された物品が引渡時において有した価値が契約に適合する物品ならばその時に有したであろう価値に対して有する割合に応じて、代金を減額することができる。ただし、売主は 37 条または 48 条の規定に従ってその義務の不履行を治癒した場合や、買主がこれらの規定に従った売主による履行を受け入れることを拒絶した場合には、買主は、代金を減額することができない」と規定する¹²。

(1) 契約不適合物品

代金減額は契約不適合物品による契約違反を必要とする¹³。CISG35 条 1 項は、「売主は、契約で定めた数量、品質および記述に適合し、かつ、契約で定める方法に従って、容器に収められ又は包装された物品を引渡さなければならない¹⁴」と規定することから、物品の契約適合性は数量、品質、記述および商品のパッケージをいう。35 条は合意したものと異なる物品の引渡にも適用される¹⁵。

CISG36 条は「売主は、危険が買主に移転した時に存在した不適合につき、たとえその不適合が危険移転後にはじめて判明した場合であっても責任を負う」と規定する¹⁶。36 条の下での売主の責任は、危険が移転する時の物品の瑕疵の存在に依存するため、代金減額は一般に危険が移転した後に可能となる。しかし、例外的に、売られた商品に売主が治癒できない、あるいはそうしないうる瑕疵があることが明らかな場合には、危険が移転する前であっても、買主は代金減額を主張することができる¹⁷。

CISG46 条 2 項、3 項、および沿革に従って物品不適合の概念に 41 条以下の権利の瑕疵は含まない趣旨で解釈されなければならない¹⁸。数量過不足の場合は CISG51 条と 52 条に特別な規定があり、これらの規定は 50 条に優先する¹⁹。売主に瑕疵について責任があるかどうか、あるいは CISG79 条の下で免責を主張することができるかどうかは関係ない²⁰。瑕疵が CISG25 条の意味において重大であるか、あるいはまったく重要性が小さいかどうかも関係ない²¹。

(2) 不適合の通知

CISG50 条は買主が代金減額請求権を行使できる期間について規定しない²²。しかし、買主は代金減額請求権を維持するため、CISG40 条および 44 条に従って瑕疵の通知を合理的期間内にし

なければならない (CISG39条)²³。このような通知をしないと、買主は不適合の主張ができず、代金減額を含めすべての救済手段を失う²⁴。通知では不適合を実証しなければならない²⁵。

(3) 代金減額の意味表示

CISG50条は買主が代金を減額する意思を表示することを要求する²⁶。代金減額は買主の一方的な権利であり、特別の方式は要しない²⁷。代金減額の意味表示は買主が代金減額を望むことを完全に明確にしなければならない²⁸。しかし代金減額という専門用語を含む必要はない²⁹。減額される金額が述べられる必要もない³⁰。瑕疵の適切な通知と共にする減額された価格の支払いは、価格の一部の一時的な保留を示すにとどまり、救済の最終的選択ではないため、代金減額の明確な意思表示ではない。逆に、全額支払いは、代金がすでに支払われたか否かを問わず買主にはCISG50条1文に従ってこの救済の権利があるため、減額する権利の放棄であると考えことはできない³¹。代金減額の意味表示はCISG27条により発信時に効力が生ずる³²。

(4) 売主の治癒権の優先

CISG37条あるいは48条の下で、売主がその後の履行によって(代替品の引渡または修理によって)瑕疵を治癒する権利を与えられる場合、CISG50条2文は売主の治癒権が買主の代金減額請求権に優先することを明確にする³³。CISG37条により引渡期日前に売主が不完全な物品を治癒するなら、買主は代金減額請求権を有しない。また売主がCISG48条の下で瑕疵を治癒するなら、等価が回復されるため、代金減額の必要はなくなる³⁴。売主に瑕疵を治癒する機会を初めに与えないで、買主が直ちに、例えば瑕疵の通知と共に、代金減額の意味表示をしたとしても売主はその後の履行によって治癒することができる³⁵。売主がCISG48条に従って治癒を申出た時に、買主が履行の受入を拒絶する場合も買主は代金減額請求権を有しない³⁶。

四 算定

(1) 算定方式

CISG50条の下、代金減額は取引の釣合をとろうとする³⁷。減額された価格と契約価格との関係は、引渡時の引渡された物品の価値と適合物品ならばその時有していたであろう仮定の価値との関係と同じでなければならない。減額された価格を決定するとき、次の方式が適用される³⁸。

$$\frac{\text{減額された価格}}{\text{契約価格}} = \frac{\text{引渡された物品の価値}}{\text{適合物品ならば有していたであろう仮定の価値}}$$

あるいは

$$\text{減額された価格} = \frac{\text{引渡された物品の価値} \times \text{契約価格}}{\text{適合物品ならば有していたであろう仮定の価値}}$$

この比例計算方法によって契約締結時に等価と考えられた給付と反対給付の関係が変化した状況に適合する³⁹。減額された価格は例えば、評価された価値の減少や必要な修理費など単純に適合物品と不適合物品の間の価値の絶対差からなるのではない。しかし、もし契約価格が物品の実際の価値に一致しており、その価値が引渡前に変化しなかったと仮定するなら、減額された価格は単純に不適合物品の評価価値に等しい⁴⁰。

たとえば、売主と買主が60ドルの契約価格で物品売買契約を締結したと仮定する。引渡時、商品の市場価格は下落し、適合物品の価値は40ドルであった。売主は不適合物品を引渡した。引渡時の不適合物品の価値は30ドルであった。したがって適合物品の3/4の価値しかない。買主は不完全な状態でさえ物品を必要として、そのため不適合が重大な違反になるが契約を解除しないと仮定する。買主は全契約価格を支払わなくてよく、引渡が契約に適合していたなら有したであろう価値に対して有する割合に応じて、物品のわずかな価値を表す契約価格の一部を支払えばよい。そのわずかな価値がここで3/4であるため、買主は契約価格の3/4、60ドルの3/4、あるいは45ドルを支払うことが必要であるのみである。したがって、買主は価格を15ドル減額できる⁴¹。

(2) 基準時

CISG50条の文言に明示的に示されているように、代金減額を決定するための基準時は、契約を基礎にCISG33条に従って確立されるべき引渡時である⁴²。したがって引渡後に起こる市場価

格の変動は代金減額に影響を与えない。引渡がいつ代金減額の目的で生ずるのかについて、支配的見解は31条に含まれる引渡義務を考慮に入れ、50条の引渡を定義する⁴³。

引渡は売主が契約あるいは31条の下で必要とされる行為を実行したとき生ずる。従って、もし買主が売主のところに商品を取立に行かなければならないなら、代金減額を計算する基準時は売主が物品を買主の処分に委ねる時である(CISG31条b号およびc号)。もし売主が物品を買主のところに持参しなければならぬなら、買主への商品交付の時である⁴⁴。運送を伴う売買の場合、最初の運搬人に実際に物品を交付する時である(31条a号)⁴⁵。しかしながら、この場合、売買の目的物は到着地からその経済的価値を得るから、基準時は仕向地に到達したときとみるのが一般的見方である⁴⁶。

(3) 基準となる場所

CISG50条は引渡される商品の市場価値を決定する、基準となる場所についてガイドラインを提供しない⁴⁷。この問題はウィーンの外交会議で決定されなかった⁴⁸。

CISG50条の下での引渡の場所は、基準時に関してどの見解がとられるかによるが、支配的見解によれば31条の引渡時の商品の場所である⁴⁹。もし物品が輸送中に売られるなら、基準となる場所は、契約時にいずれの当事者も通常輸送中の商品は実際にどこにあるのか知らないことから、一般に、物品の実際の場所よりむしろ売主の営業所になる。したがって、当事者が特定の場所にあることを知っている物品に対する31条b号は適用できず、31条c号が適用される⁵⁰。

五 代金減額請求権の効果

買主がまだ代金を支払っていないなら、対応する代金減額によって代金減額請求権を行使する。買主がすでに代金を支払っているなら、売主から対応する額の返還を請求することによって代金減額請求権を行使する。CISG50条の「価格が既に支払われたか否かを問わず」代金減額が利用可能であるという表現から明らかなように、返還請求権の法的根拠は、CISG50条それ自体である⁵¹。CISG78条に従って、売主は多く支払われた価格の受領の日から返還すべき額について利息を支払わなくてはならない。売主による返還の遅滞は義務の不履行であり、CISG45条1項b号に従って売主に損害賠償の責任が生ずる⁵²。

他の救済手段との関係については、代金減額を主張する買主は代替品の引渡または修理による瑕疵の治癒を同時に求めることはできない⁵³。救済方法を変えることはできるが、組み合わせることはできない。契約解除を主張した買主は代金減額を主張する可能性を失う。買主が代金減額

CISG における代金減額請求権

を主張すると、瑕疵の治癒を求める権利および契約を解除する権利は認められない⁵⁴。

買主は CISG45 条 1 項 b 号に基づく損害賠償請求と代金減額を組み合わせることは認められる (45 条 2 項)。従って買主は CISG50 条に基づく代金減額請求をし、45 条 1 項 b 号の下で追加の損害 (派生的損害、鑑定費用など) を請求できる⁵⁵。

六 判例

(1) 2008 年 1 月 25 日ハンブルグ高等裁判所判決⁵⁶

(一) 事実

スペインの買主はオランダの売主から 125,000 ドイツマルクでコンテナに保管された在庫品を購入した。在庫品はカフェの備品として使用されるはずだった。売主は契約書に従って 1995 年 3 月 1 日までに在庫品を使用可能な状態にしなければならなかった。契約にはもし全部あるいは一部の履行をしない場合、12,500 ドイツマルクの違約金を即時に支払う責任があるとの条項が含まれた。1995 年 3 月 21 日に、買主は売主に購入代金の一部、60,000 ドイツマルクを支払った。買主の譲受人は売主が瑕疵のある不完全な在庫を引渡し、また使用可能な状態で提供しなかったと主張し、売主の相続人にすでに支払われた 60,000 ドイツマルクの払戻しと、12,500 ドイツマルクの違約金の支払を求めた。

(二) 判旨

いかなる不適合も、売主が把握し、修正あるいは新しい商品の配達などを計画することができるように瑕疵が十分に記される方法で通知されなくてはならない。十分な通知は現在の手続過程でなされ、遅すぎることから、買主は CISG39 条 1 項に基づき不適合を主張する権利を失った。契約解除を宣言する権利も CISG81 条 2 項による返還を請求する権利も与えられないため、そのような権利は譲渡され得ない。このことは CISG50 条による代金減額にも当てはまるとした。

(2) 2000 年 1 月 24 日ロシア連邦商工会議所国際商事仲裁裁判所仲裁判断⁵⁷

(一) 事実

アメリカの買主とロシアの売主が 1998 年 1 月に商品の売買契約を締結した。商品の引渡はインコタームズに従って FCA 条件で 2 回であった。商品の品質に関する条件はロシアの技術的条件を使って「商品の品質」条項で定められた。売主は出荷前に商品の品質が技術的条件に合致する

かを点検して、買主に証明書を提出しなければならなかった。買主によれば、商品の最初の積荷の点検が技術的な理由により荷積港では不可能なことが分かり、この点検は仕向地の国で行なわれた。最初の積荷の検査により商品には重大な仕様不適合があることが明らかとなった。その結果消費者はかなり減額された商品を受取った。最初の積荷について、買主は消費者によって支払われなかった額と同額の代金減額を求めた。2回目の積荷について、買主は最初の積荷での不適合な品質の商品の引渡が市場における製品の評判の喪失を招いたという事実によって生じた逸失利益の賠償を求めた。売主は、商品の品質の点検のルールに違反した買主によって商品の品質が不適合であることの証明がなされておらず、また、買主は契約によって設定された期限内に申立てをしなかったと主張した。

(二) 仲裁判断要旨

買主の CISG75 条と 76 条の権利についての言及は、契約が解除された場合にのみ適用可能であるため認められない。買主は、期限内に請求の正当性を確認する文書を提供しなかったため商品の消費者との交渉で使用され得た売主からの情報を受取ることができなかった。そこで、論争中の契約の下での商品の価格と、買主とその顧客の間で合意された価格の差額である 50% の減額が公正であるとした。したがって、売主は商品の最初の荷積に関する請求の下で買主に上記の減額された額を支払わなければならない。

(3) 2005 年 5 月 23 日オーストリア最高裁判所判決⁵⁸

(一) 事実

イタリアの買主はオーストリアの売主から転売目的でコーヒーマシンを購入した。買主の顧客のところで最初のコーヒーマシンを設置して 1 カ月後最初の苦情があった。主にショートと漏水であった。売主と買主によって機械を修繕する試みがなされたが持続せず、修理された機械は短期間の後に再び不完全になった。買主は、苦情に対するどんな満足な回答も得られなかったため、請求書を受取らないことを売主に伝えた。そして、買主は、若干の使われていない、そして包みから取り出された機械と同様、壊れた機械を売主に返すこととした。しかし、売主は請求書が決済されなければ機械を返還できないと告げ、未決済請求書の支払いを求めた。買主は機械には欠陥があって使用できず、そのため価値がないことから、売主の要求は不当であると主張した。

(二) 判旨

CISG は買主の減額要求について期間を設定していない。CISG 50 条による買主の代金減額請

CISG における代金減額請求権

求権は CISG49 条による契約解除権に従属しない。商品に全く価値がないときに価格をゼロに減額する権利が CISG50 条により買主に与えられるかについて、CISG50 条により価格をゼロに減額することが認められるとした。

(4) 2002 年 10 月 15 日オランダ仲裁協会仲裁判断⁵⁹

(一) 事実

売主はすべてオランダの大陸棚にある沖合のガス田の探査をするオランダの複数の会社である。買主は原油の探索、生産、精製および石油製品と天然ガスの流通分野における主要な国際的プレーヤーであったイギリスの会社である。

1993 年および 1994 年に、売主は買主とラインブレンドと呼ばれる液体の産物に関する 12 の売買契約を締結した。1993 年あるいは 1994 年から長期間売主と買主の間の売買契約に関する問題はなかった。

しかし 1998 年 6 月 11 日、売主は、ラインブレンドの水銀のレベルのために買主が次の輸送を受取らないと述べたことを知らされた。1998 年 6 月 16 日、買主は水銀問題の解決策が見つかるまでラインブレンドの引渡を受けることを停止することを売主に知らせた。

水銀問題に関する解決策が見つからなかったため、買主は契約を解除し、あるいは契約終了条項が更新に関する契約条項に従って契約を終了させた。売主は買主によって受取られなかったラインブレンドを契約価格より低価格で第三者に売却した。

売主は契約期間に引渡されたラインブレンドは、特定の品質要件が合意されていなかったため、契約に従うものである。たとえ、ラインブレンドが契約上の義務との関係で適合しないものであったとしても、売主は、買主が水銀問題に気づき CISG39 条により要求される短い期間内に適合しないことを知らせなかったという事実のため、いかなる責任も拒否した。

買主は、商品が適合しなかったため、引渡を拒絶し、その義務を停止する権利があるとしていかなる責任も拒否した。買主は、水銀のレベルが増加しており、売主はラインブレンドが精製プロセスで使用されるため、下流の取引先に損害を発生させることを知っていたか、知るべきであったと主張した。

(二) 仲裁判断要旨

仲裁廷は、当事者間の紛争が当該物品が同種の物品が通常使用されるであろう目的に適合することを要求する CISG35 条 2 項 a 号の下で分析されるべきとする。この点に関して 3 つの解釈が存在する。第 1 の見解によると、35 条 2 項 a 号は売主が商品性 (merchantable quality) を持つ商品を引渡すことを要求する。この解釈は CISG の起草の歴史に立ち返る。CISG の協議中契約

仕様あるいは特定の目的を欠く商品の適合に関する草案規定がどのように解釈されるべきか疑問が生じた。そのときヨーロッパ大陸諸国のルールは平均的品質（average quality）が要求されるというのであったのに対して英国コモンロー諸国は商品性に賛成した。第2の見解は平均的品質がCISGのケースに関して適用されるべきというものである。第3の見解は前述の2つの見解を拒絶して、商品性も平均的品質もCISGの体系において適切でないとする。この見解は合理的品質（reasonable quality）を提案する。仲裁廷は商品性の基準も平均的品質の基準のいずれもCISGのケースで使用されるべきでなく、合理的品質の基準が選ばれるべきとした。1998年に引渡されたラインブレンドが合理的品質の必要条件を満たしていたかが問題となるが、仲裁廷は少なくとも価格および売買契約の長期的性質の2つの理由のため満たしていなかったとする。

価格について、当事者によって合意された価格公式により決定される価格が、たとえ輸送費を考慮に入れたとしても、水銀レベルが代替りの見込み買主に開示された場合に、カバー取引では得られなかったであろうことは十分に証明されている。明らかに、増加した水銀レベルのラインブレンドは水銀レベルの増加のないラインブレンドよりかなり価値が低い。水銀除去の費用あるいは買主の代替りの使用のために減額がなされるべきであるとした。

(5) 2005年3月2日ドイツ連邦最高裁判所判決⁶⁰

(一) 事実

1999年4月に、ドイツの買主はベルギーの売主に豚肉を注文した。商品は買主から買主の顧客に直接引渡されることになっており、この顧客はさらにボスニア・ヘルツェゴビナの商社に引渡すことになっていた。商品の引渡は1999年4月15日、4月27日と5月7日に分けてなされた。売主は上記引渡について、1999年6月25日を支払期限として、それぞれ49,106.20 ドイツマルク、29,959.80 ドイツマルク、49,146.75 ドイツマルクの請求書を発行した。商品は遅くとも1999年6月4日にはボスニア・ヘルツェゴビナに到着した。

買主は合計128,212.75 ドイツマルクのうちの35,000 ドイツマルクを支払った。売主は売主の譲受人に残債権93,212.75 ドイツマルク（47,658.92 ユーロ）を譲渡した。1999年6月に、ベルギーで生産された肉がダイオキシンで汚染されているという疑いがベルギーとドイツで生じた。結果として、ドイツで肉が汚染されていないことを示す証明書が提出されない限りベルギー産の肉を販売できないとする消費者の保護のための命令が1999年6月11日に施行された。1999年7月28日に、当時すでに外国に輸出された肉に関する条項を含む牛と豚の生肉と肉製品の没収についての同一の省令がベルギーで発令された。

売主の譲受人は代金の残額の支払を求めた。買主は、購入した豚肉が税関貯蔵施設に置かれ、肉がダイオキシンに汚染されていないという確認は1999年6月の終わりにボスニア・ヘルツェゴ

CISG における代金減額請求権

ピナで通関のために要求されたと主張した。1999年7月1日に、引渡された商品の販売を禁止する通知がボスニア・ヘルツェゴビナからあった。販売禁止の通知の受領後に、買主は売主に健康確認証明書の提出を何度も求めた。売主が証明書を提供しなかったため、商品は最終的に廃棄された。

(二) 判旨

CISG50条によれば、買主は、代金が既に支払われたか否かを問わず、危険が移転した時商品が契約に適合しないならば、商品のより低い価値に対応する割合に応じて代金を減額することができる。買主は、肉の利用について、他のどのような可能性もなかったため、不適合な積荷について代金をゼロに減額することができるとした。

七 おわりに

代金減額請求権は損害が実際生じたかどうかにかかわらず主張できる。買主が契約適合物品を受取ったときの価格で不適合物品を転売しても代金減額できる。したがって、買主が損害軽減に失敗しても代金減額に関係ない。そして、CISG74条は損害賠償金を予見可能な損害に制限するが、代金減額は物品の価値の減少が予見できなかったときでも主張できる。また、自己の支配を越えた障害により売主の履行が妨げられた場合、CISG79条により損害賠償請求は排除されるが、代金減額請求は排除されない。さらにCISG50条が代金減額の額を決定するために規定する比例計算は損害賠償の計算より買主にとって有利となりうるなど代金減額請求権は買主にとって損害賠償請求と比べてメリットがある⁶¹。

価値の減少が製品の客観的価値に結び付けられ、CISGは代金減額についてささいな瑕疵や回復可能な瑕疵を制限しないため、価値がない物品が引渡された場合にCISG50条の比例計算方法によると極端な場合価格がゼロになることが起こり得る⁶²。

物品に絶対的に価値がないときに、価格をゼロに減らす権利がCISG50条により買主に与えられるかが問題になる。理由が何であれ契約解除ができないとき、代金減額は買主に有益であるため肯定する見解と、物品に価値がないことは行なわれるべきであった点検を通して買主は確かめられることができたはずであるため否定する見解に分かれる⁶³。前述の2005年5月23日オーストリア最高裁判所判決⁶⁴は、商品に全く価値がないときに価格をゼロに減額する権利がCISG50条により買主に与えられるかについて、CISG50条により価格をゼロに減額することが認められるとした。

価格をゼロに減額することが買主に認められると、解除のタイムリーな通知の提供に失敗した

買主は契約を解除すること、そして CISG75条あるいは76条の下で損害の回復をすることはできないが、CISG50条の下で減額された価格を支払う権利を与えられることになる。CISG50条の文言から救済はいくらかの価値を有する、不適合物品の引渡に制限されない⁶⁵。また、価値のないケースの代金減額を認めることが解除のための必要条件の回避ならば、「ほとんど価値のない」ケースも同じといえる⁶⁶ことから、買主には価格をゼロに減らす権利が CISG50条により認められると考えられる。

注

- 1 Jansen, Price Reduction Under the CISG: A 21st Century Perspective, 32 J.L. & Com., 2014, p.326. 甲斐道太郎 = 石田喜久夫 = 田中英司編『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約—』(2000年) 404頁。
- 2 甲斐 = 石田 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』404頁、法務省民事局参事官室(参与室)編『民法(債権関係)改正に関する比較法資料』別冊 NBL146号(2014年) 222頁。
- 3 Kröll, et al., UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG), 2011, p. 751.
- 4 Jansen, op. cit., p.326. 甲斐 = 石田 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』404頁。
- 5 Bianca & Bonell, Commentary on the International Sales Law, 1987, p.368.
- 6 Liu, Remedies in International Sales: Perspectives from CISG, UNIDROIT Principles, and PECL, 2007, p.100.
- 7 Honnold, Uniform law for International Sales under the 1980 UN Convention, 4th ed., 2009, p.449.
- 8 Bergsten & Miller, The Remedy of Reduction of Price, 27 American Journal of Comparative Law, 1979, p.257.
- 9 曾野和明 = 山手正史『国際売買法《現代法律学全集 60》』(1993年) 13-18頁、ペーター・シュレヒトリーム(内田貴 = 曾野裕夫訳)『国際統一売買法—成立過程からみたウィーン売買条約』(1997年) 1-6頁、潮見佳男 = 中田邦博 = 松岡久和編『概説国際物品売買条約』(2010年) 1-4頁。
- 10 谷川久「有体動産の国際的売買についての統一法(仮訳)」国際商事法務 59号(1967年) 9頁。
- 11 Bianca & Bonell, op. cit., p.369.
- 12 甲斐 = 石田 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』404頁、法務省民事局参事官室(参与室)・前掲『民法(債権関係)改正に関する比較法資料』222頁。
- 13 Jansen, op. cit., 332.
- 14 曾野 = 山手・前掲『国際売買法』138頁。
- 15 Jansen, op. cit., p.331. Schwenger, Commentary on the UN convention on the International Sale of Goods (CISG), 4th ed., 2016, P.800. 甲斐 = 石田 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売

CISG における代金減額請求権

- 買条約』406頁。
- 16 甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』281頁。
- 17 Schwenzer, op. cit., p.801. 甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』406-407頁。
- 18 Schwenzer, op. cit., p.800. 甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』408頁。
- 19 Schwenzer, op. cit., pp.800-801.
- 20 Schwenzer, op. cit., p.801. 甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』407頁。
- 21 Schwenzer, op. cit., p.801.
- 22 Kröll, et al., op. cit., p. 758.
- 23 Schwenzer, op. cit., p.801; Kröll, et al., op. cit., p. 758. 甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』407頁。
- 24 Liu, op. cit., p.126.
- 25 Schwenzer, op. cit., p.801.
- 26 Liu, op. cit., p.130.
- 27 Schwenzer, op. cit., p.801. 甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』409頁。
- 28 Schwenzer, op. cit., p.801.
- 29 Kröll, et al., op. cit., p. 756.
- 30 Schwenzer, op. cit., p.801. 甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』409頁。
- 31 Schwenzer, op. cit., pp.801-802.
- 32 Kröll, et al., op. cit., p. 757. 甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』409頁。
- 33 Schwenzer, op. cit., p.802. 甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』407頁。
- 34 Liu, op. cit., p.128.
- 35 Schwenzer, op. cit., p.802. 甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』407頁。
- 36 Liu, op. cit., p.128.
- 37 Liu, op. cit., p.132.
- 38 Schwenzer, op. cit., p.803. 甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』409頁。
- 39 Schwenzer, op. cit., p.803.

- 40 Schwenzer, *op. cit.*, p.803. 甲斐 = 石田 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』409頁。
- 41 Gillette, *The UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods: Theory and Practice*, 2nd ed., 2016, pp.363-364.
- 42 Liu, *op. cit.*, p.139.
- 43 Kröll, *et al.*, *op. cit.*, pp. 759-760.
- 44 Schwenzer, *op. cit.*, p.804. 甲斐 = 石田 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』409-410頁。
- 45 Schwenzer, *op. cit.*, p.804.
- 46 Schwenzer, *op. cit.*, p.804. 甲斐 = 石田 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』410頁。
- 47 Kröll, *et al.*, *op. cit.*, p. 761.
- 48 Liu, *op. cit.*, p.140.
- 49 Kröll, *et al.*, *op. cit.*, p. 761. 甲斐 = 石田 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』410頁。
- 50 Kröll, *et al.*, *op. cit.*, p. 761.
- 51 Schwenzer, *op. cit.*, p.807. 甲斐 = 石田 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』411頁。
- 52 Schwenzer, *op. cit.*, pp.807-808.
- 53 Schwenzer, *op. cit.*, p.808. 甲斐 = 石田 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』411頁。
- 54 Schwenzer, *op. cit.*, p.808.
- 55 Schwenzer, *op. cit.*, p.808. 甲斐 = 石田 = 田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約』412頁。
- 56 OLG Hamburg 25 January 2008, 12 U 39/00, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/080125g1.html>
- 57 MKAC Arbitral Tribunal case no. 54/1999 of 24 January 2000, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/000124r1.html>. 井原宏 = 河村寛治編『判例ウィーン売買条約』(2010年) 405頁以下。
- 58 OGH 23 May 2005, 3 Ob 193/04k. <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/050523a3.html>. 井原 = 河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』352頁。
- 59 NAI 15 October 2002, Case No. 2319, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/021015n1.html>, 井原 = 河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』122頁以下。
- 60 BGH 2 March 2005, VIII ZR 67/04., <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/050302g1.html>. 澤田壽夫 = 柏木昇 = 杉浦保友 = 高杉直 = 森下哲朗編『マテリアルズ国際取引法 [第2版]』(2009年) 163-164頁。
- 61 Kröll, *et al.*, *op. cit.*, p. 750.
- 62 Liu, *op. cit.*, p.135.

CISG における代金減額請求権

63 Liu, *op. cit.*, p.136.

64 OGH 23 May 2005, 3 Ob 193/04k. <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/050523a3.html>. 井原 = 河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』352頁。

65 Gillette, *op. cit.*, p.365.

66 Gillette, *op. cit.*, p.366.